

家族の取扱いに対する考え方（案）

1. 欧米における取扱い

○ EMEA

家族は報告対象とされていない。

○ FDA

「一般市民、FDA 諮問委員会メンバー、FDA 職員のための、利益相反の有無と FDA 諮問委員会への参加可否の決定に関するガイダンス案」では、「通常、経済的利益は以下の範囲について検討しなければならない。」と記載されている。

- ・メンバー
- ・メンバーの配偶者と未成年の子供

2. 国会公務員倫理法における取扱い

家族に関する規定はなし。

3. 基準設定にあたっての考え方（案）

- 委員の家族（配偶者及び未成年の子供）が、当人の役務、地位等により得た正当な報酬等に基づき購入した株式等の経済的利益までも、当該委員の寄附金・契約金等を含めるのはおかしいのではないか。
- 本来的には委員本人への利益となることを意図していながら、当該委員の家族（配偶者及び未成年の子供）に対する利益とされている場合（例えば、家族への便宜供与など）、本人の寄附金・契約金等へ含めることとしてはどうか。